２　地形の状況その他の特別の事情により前項に定める基準に適合する改良の方法により踏切道を改良することが著しく困難であると国土交通大臣が認める場合における法第三条第一項に規定する踏切道改良基準は、前項の規定にかかわらず、特定改良方法であって、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切道における歩行者又は車両の交通量の減少に資するものその他の事故防止又は交通の円滑化に相当程度寄与することが認められるものとして国土交通大臣が認めるものであることとする。

（通知の方法）

第四条　法第三条第七項の規定による通知は、当該踏切道が第二条各号に掲げる基準のいずれに該当するかを明らかにしてするものとする。

（地方踏切道改良計画の添付書類）

第五条　法第四条第一項又は第十二項の規定により提出する地方踏切道改良計画には、踏切道付近の略図及び工事の概要を説明するために必要な図面を添付しなければならない。

２　前項の規定は、法第五条第一項の規定により提出する地方踏切道改良計画について準用する。ただし、既に国土交通大臣に提出されている添付書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（地方踏切道改良計画の提出を要しない踏切道の改良の方法）

第六条　法第四条第一項ただし書の国土交通省令で定める踏切道の改良の方法は、次に掲げるものとする。

一　保安設備の整備

二　舗装の着色

三　前二号に掲げるもののほか、特定改良方法であって、法第三条第一項の規定による指定の日からおおむね五年以内に当該踏切道の改良を完了するもの

（地方踏切道改良計画の記載事項）

第七条　（略）

（道路外滞留施設）

第八条　法第四条第六項の国土交通省令で定める施設は、踏切道に接続する道路に沿って設けられた通路又は広場とする。

（国踏切道改良計画の記載事項）

第九条　法第六条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、第七条各号に掲げる事項とする。

（特定道路改良の公示）

第十条　法第七条第二項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　特定道路改良に係る道路の種類及び路線名

二　特定道路改良の区間及び開始の日（特定道路改良の全部又は一部を完了したときにあっては、完了の日）

（滞留施設協定の公告等）

第十一条　法第九条第一項の公告及び同条第三項の公示（同条第四項において準用する場合を含む。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　滞留施設協定の名称

二　協定滞留施設の名称及びその所在地

三　滞留施設協定の有効期間

四　滞留施設協定の縦覧又は滞留施設協定の写しの閲覧の場所

２　地形の状況その他の特別の事情により前項に定める基準に適合する改良の方法により踏切道を改良することが著しく困難であると国土交通大臣が認める場合における法第三条第一項の安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、特定改良方法であって、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切道における歩行者又は車両の交通量の減少に資するものその他の事故防止又は交通の円滑化に相当程度寄与することが認められるものとして国土交通大臣が認めるものであることとする。

（通知の方法）

第四条　法第三条第四項の規定による通知は、当該踏切道が第二条各号に掲げる基準のいずれに該当するかを明らかにしてするものとする。

（地方踏切道改良計画の添付書類）

第五条　法第四条第一項の地方踏切道改良計画には、踏切道付近の略図及び工事の概要を説明するために必要な図面を添付しなければならない。

（新設）

（地方踏切道改良計画の記載事項）

第六条　（略）

（新設）

（国踏切道改良計画の記載事項）

第七条　法第五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

（新設）

（新設）